第

6 4 5 6

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 6月 10日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ 予定申告と中間申告の違い

A:次のような違いがあります。

【解説】

法人税では、事業年度が6ヶ月を超える法人で、次の算式により計算した金額が10万円を超える法人は、原則として、中間申告をしなければならないこととなっています。

前事業年度の確定法人税額×6÷前事業年度の月数(1ヶ月未満は1ヶ月とします)

中間申告の方法には、予定申告による方法と 仮決算による方法があって、いずれか選択す ることが認められます。中間申告書は、事業年 度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ 月以内に提出するとともに申告書に記載した 法人税額を納税しなければなりません。

①予定申告

予定申告とは、前事業年度の確定法人税額の 6ヶ月相当額により申告する方法で、上記の 算式で求めた税額を納めることになります。 実務では、あらかじめ申告に必要な金額等が 記載された申告書が税務署長から送られて きますので、それに署名押印して申告するこ とになります。

②仮決算による方法

仮決算による中間申告とは、事業年度開始の 日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなし て法人税の計算をする方法です。申告は、確 定申告と同じですが、一定の場合にはこの方 法による申告ができないこととなっていま す。【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







